

寒川町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ指導者の養成と資質の向上及び町民のスポーツ活動環境の向上を図ることを目的として、スポーツ指導者（以下「指導者」という。）の資格を取得又は更新した者に対し、寒川町スポーツ指導者資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、寒川町補助金の交付等に関する規則（昭和50年寒川町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象資格)

第2条 助成金の交付の対象となる指導者の資格（以下「助成対象資格」という。）は、公益社団法人日本スポーツ協会が認定する公認スポーツ指導者資格のうち、別表に掲げるものとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記載されていること。
 - (2) 町内で活動する町スポーツ団体（スポーツ協会、レクリエーション協会及び総合型地域スポーツクラブをいう。以下同じ。）又は町長が認める町内スポーツ団体の構成員若しくは町スポーツ事業に携わる者であること。
 - (3) 寒川町又は町スポーツ団体の要請に応じて、寒川町又は町スポーツ団体が関与するスポーツ振興事業等の指導者や補助員として協力ができること。
 - (4) スポーツを職業又は職務としていないこと。
 - (5) 町税等を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、同一の会計年度において既に交付金の交付を受けた者は、当該年度において、交付対象者としなない。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象資格の取得又は更新に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 講習会等の受講料及び教材費
- (2) 資格試験受験料
- (3) 資格登録料
- (4) 前3号に準ずる経費

(助成金の額)

第5条 助成の額は、前条各号に掲げる助成対象経費（以下「助成対象経費」という。）の合計額又は50,000円のいずれか低い方の額を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定の日から過去3年間にこの要綱による助成を受けた

者は、助成対象経費の合計額の2分の1又は25,000円のいずれかの低い額を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象資格を取得した日の属する年度の末日までに、寒川町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付の省略を認めることができる。

- (1) 講習会等の開催要項等の写し
- (2) 取得又は更新した資格の写し
- (3) 助成対象経費に係る領収書の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 町税に滞納のない証明書
- (6) その他町長が必要であると認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定するとともに、その結果を寒川町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象資格又は交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
- (3) その他町長が不適当であると認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、寒川町スポーツ指導者資格取得支援助成金返還命令書（第3号様式）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

助成対象資格	
1	コーチ1
2	コーチ2
3	スポーツコーチングリーダー
4	ジュニアスポーツ指導員